

第3章 教育課程編成に関する一問一答

この章では、第2章で触れなかった教育課程編成に関する留意事項について、一問一答形式でまとめています。

[総則]

- 1 「普通教育に関する各教科・科目」を「各学科に共通する各教科・科目」とし、「専門教育に関する各教科・科目」を「主として専門学科において開設される各教科・科目」に改められたのはなぜですか。

[回答]

従前は、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科とに分けられていましたが、今回の改訂では、それぞれを各学科に共通する教科（共通教科）と主として専門学科において開設される教科（専門教科）に分けられました。

これは、従前、普通教育に関する教科とされていたものについても当該教科に属する科目の中には専門的な内容を扱い得るものがあり、教科によって普通教育と専門教育を明確に区分することが困難なことから見直されたものです。

[総則]

- 2 休業日の期間に授業日を設定することは可能なのでしょうか。また、どのようなことに配慮しなければならないのでしょうか。

[回答]

山口県立学校学則基準の一部改正により、平成22年4月1日から「校長は、教育上必要があり、又はやむを得ない理由があるときは、休業日に授業を行うことができる。」こととなりましたので、各学校は、必要な手続き（平成22年2月22日付け平21教高第3284号）を行うことにより、休業日の期間に授業日を設定することができます。

なお、高等学校においては、各教科・科目や総合的な学習の時間は、必要がある場合には、特定の期間に授業を行うことが可能ですが、ホームルーム活動（特別活動）は、総則第4款の1の「特定の期間に行うことができる」との規定の対象外となっています。これは、ホームルーム活動の重要性に鑑み、毎週、ホームルームの時間を設けることを求めているためです。

【総則】

3 10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、留意すべき点は何でしょうか。

【回答】

10分程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分間程度の時間における指導になじみうるものと考えられますが、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10分程度の短い時間に指導することは通常は想定し難いと考えられます。

また、特別活動のホームルームの時間や総合的な学習の時間などについても、通常は10分程度の短い時間を単位として指導を行うということは想定し難いと考えられます。

総則第4款の7のなお書きの規定は、「当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う」必要があるとされており、当該10分程度の時間での指導の成果を活用するためには、ある程度まとまった時間において当該成果を踏まえた指導をすることが通常考えられます。例えば、10分程度の時間の活用を各教科・科目の授業時数の一部として設定し、その成果を活用する授業時間を確保したり、10分程度の時間を単位として義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動を行う場合、その内容を基礎としている各教科・科目の指導との密接な連携を図ったりすることが考えられます。また、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動であっても10分程度の時間の指導のみではその内容の定着が十分に図れない生徒がいる場合などには、上記のようなある程度まとまった授業時間において対応することのほか、当該教科の担当教員が補充的な指導を十分に行うといった工夫をすることも考えられます。

なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合は、県教委に相談の上、実施届・年間指導計画等を提出してください。

【総則】

4 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目については、必履修教科・科目と並行履修することとしてもよいでしょうか。

【回答】

学校設定科目を必履修教科・科目と並行履修することについては、学習指導要領は特段の制約がないため可能ですが、むしろ、当該必履修教科・科目の単位数を増やした上で、適宜義務教育段階の学習を取り入れる方が、当該必履修教科・科目の内容や進度に応じて、より柔軟に指導することを可能にすると思われれます。

また、義務教育段階の学習内容の定着が不十分である場合などは、その定着を図った上で、高等学校の必履修教科・科目の履修をすることが指導の効果が高いケースも多いと考えられることから、教育課程の編成上の都合だけからではなく、生徒の学習効果等を踏まえて適切な教育課程を編成することが必要です。

[総則]

5 単位の修得について、年次ごとに各教科・科目等の単位認定を行うとする規定に「原則とする」との表現が盛り込まれたのはどういう理由からですか。

さらに、盛り込むに当たって想定された、年次を超えて単位認定を行うケースを教えてください。

[回答]

2以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様、可能な限り学年ごとに単位認定を行うことが原則です。

なお、今回の改訂において、単位認定を各年次ごとに行うことを「原則とする」とした趣旨は、例えば、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して次年度（後年度）において、単位の認定を行うことも可能としたものです。

具体の例としては、総合的な学習の時間について1年次に50単位時間、2年次に35単位時間、3年次に20単位時間を配当するようなケースが考えられます。

なお、このように複数の年次にわたって学習活動を行う場合には、十分な見通しをもった適切な指導計画の下で履修させた上で、その成果を適切に評価する必要があります。

[総則]

6 旧課程が適用される生徒が原級留置となり、新課程が適用される学年に留置されることになった場合には、旧課程の科目を開設しなければならないのでしょうか。

[回答]

原級留置などの状況のうち、必履修教科・科目が履修できていない場合については、原則として、当該生徒が卒業するために必要な各教科・科目が履修できるよう、現行の学習指導要領に基づいた必履修教科・科目を開設することとなります。しかし、例えば、現行の学習指導要領に基づく教育課程の適用を受ける生徒のほとんどが既に卒業し、原級留置等となったごく少数の生徒のために現行の学習指導要領に基づく科目を開設することで他の生徒の教育課程の編成に支障を生ずるおそれがある場合には、当該科目と新しい学習指導要領に基づく科目とで同一である部分が多い科目について、指導における工夫を行うことなどにより、新学習指導要領に基づく科目の履修を現行学習指導要領に基づく科目の履修とみなすことは許容されるものと解されます。これは、学年制、単位制とも同様です。

なお、原級留置後に新課程下で単位を修得した場合は、新しい指導要録に新課程における科目名等を記すこととなります。その際、指導要録中の適切な箇所に、「旧課程を卒業すべき生徒だが、原級留置のため新課程に基づく授業を受けた」旨を明記しておくことが望ましいです。

また、単位制による課程の場合においては、原級留置という概念がありませんが、旧課程で卒業すべき生徒が新課程に基づく授業を受けざるをえなくなるケースは考えられ、その場

合、指導要録には、新課程の教科・科目等の名称及びその修得単位数等を記入することになります。その際、旧課程で修得した科目等と新課程で修得した科目等の区別がつくように記録をしておくことが必要です。

[国語]

7 Aを付した科目とBを付した科目にはどのような違いがあるのですか。

[回答]

AとBは科目の性格の違いを表したものであり、A科目は言語文化の理解を中心的なねらいとし、B科目は読む能力の育成を中心的なねらいとしています。従前のI、IIを付した科目のように、Iを深化、発展させたものがIIという関係とは異なるものとなっています。したがって、履修順序の決まりもありません。

[国語]

8 「国語総合」における指導時間の目安は、減単位又は増単位があった場合、どのようにすればよいのですか。

[回答]

「国語総合」においては、話すこと・聞くことを主とする指導には15～25単位時間、書くことを主とする指導には30～40単位時間を配当するものとし、計画的に指導することとされています。この指導時間の目安は、標準単位数である4単位を基準にして設定されています。

「国語総合」は、特に必要がある場合、2単位まで減単位が可能です。その場合の指導時間の目安は、減単位の割合に応じて減ずることができます。一方、増単位する場合は、その割合に応じて指導時間の目安を増やす必要はありませんが、話すこと・聞くことを主とする指導及び書くことを主とする指導それぞれに、標準単位数の場合と同じ時間は確保して充てるようにしてください。

なお、話すこと・聞くことを主とする指導又は書くことを主とする指導に係る指導時間は、言語活動の時間を数えるものではありません。あくまで指導事項として取り扱った内容についての時間を数えることとなります。例えば、読む能力を高めるために行った言語活動としての書く活動（初発の感想文を書くなど）は、読むことに関する時間として数えるものであり、書くことに関する時間とはなりません。

〔地理歴史〕

9 「世界史」が必修であることをどのように考えればよいですか。

〔回答〕

従来から、国際化の進展をはじめとする社会の変化への対応や、小・中学校までの学習では日本の歴史や日本及び世界の地理の学習が主に行われていることなどが、「世界史」が必修である理由であるとされてきました。

今回の改訂では、「世界史」が地理歴史科共通の必修科目であることを踏まえ、地理的条件や日本の歴史との関連付けに配慮した内容構成となりました。また、導入単元として、「世界史A」には「世界史へのいざない」、「世界史B」には「世界史への扉」がおかれ、中学校社会科との連続性に配慮して、主題を設定し考察する活動を行うこととされています。

このことから、「世界史A」又は「世界史B」を、高等学校の早い段階で履修することが望ましいといえます。

〔地理歴史〕

10 例えば「日本史A」と「日本史B」を同時に履修してもよいですか。

〔回答〕

Aを付した科目とBを付した科目は、指導の順序性は示されていません。また、Aを付した科目とBを付した科目は、どちらか一方しか履修できないというわけではありません。

ただし、例えば「日本史A」と「日本史B」を同時に履修することは、これらの科目の目標や内容から考えて、好ましいとはいえません。

指導計画の作成に当たっては、地理歴史科の目標を達成するため、教科全体として調和のとれた指導が行われるよう配慮する必要があります。

〔公民〕

11 1年次に必修科目として「現代社会」を2単位履修させた上で、3年次に公民科の教科の目標も踏まえつつ「倫理」と「政経」の内容も包含する学校設定科目「公民」を履修させることは可能ですか。

〔回答〕

可能です。学校設定科目を作るときには、教科のねらいや水準を意識して設定してください。

〔数学〕

12 「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」は、この順に履修することを原則としていますが、原則としていたとはどういうことですか。

〔回答〕

原則としていたとは、転編入への対応を想定しています。したがって、例えば、教育課程

に1年次に「数学Ⅰ」、2年次に「数学Ⅱ」、3年次に「数学Ⅰ」と位置付けることはできません。

[数学]

13 「数学A」の三つの内容をすべて履修するとき、必要な単位数を教えてください。

[回答]

「場合の数と確率」、「整数の性質」及び「図形の性質」の三つの内容をすべて履修するときは、3単位程度要します。3単位で三つの内容を履修することが一般に考えられますが、2単位で三つの内容を履修する、4単位で三つの内容を履修するなど生徒の実態に応じて単位数を定めてください。

なお、生徒の主体的な学習を促し、数学のよさを認識できるようにするため、「数学A」のすべての内容に課題学習が位置付けられています。課題学習が十分に実施できる単位数であることが大切です。

[数学]

14 「数学A」と「数学B」の間の履修順序はありますか。

[回答]

「数学A」と「数学B」の間に履修順序はありません。

[理科]

15 4領域（物理、化学、生物、地学）のうち、3領域以上を履修するよう必修科目が設定された理由を教えてください。

[回答]

今回の改訂では、中学校理科の学習の成果を踏まえて自然科学の複数の領域を学び、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てることなどをめざし、「物理」「化学」「生物」「地学」から3領域以上を履修するように設定しました。

[理科]

16 「理科課題研究」の授業を特定の時期にまとめて行う場合の留意点がありますか。

[回答]

長期休業中に行う場合は、授業日として設定してください。また、週休日に行うことについては、その日でないと施設が使用できない等の場合は止むを得ませんが、定期的を実施す

ることは不適切です。なお、「理科課題研究」は基礎を付した科目を一つ以上履修した上で履修することとしていますので、生徒の履修事項との関連をもたせるようにしてください。

[保健体育]

17 領域で男女共修の授業は必ず実施すべきですか。また、指導上どのようなことに留意したらよいですか。

[回答]

生涯スポーツの実践に向けては、男女共修が前提です。一方、接触が伴う領域については、ある程度の配慮が必要となります。ゴール型の球技では、教え合う場面や練習は共に行い、試合は男女別に分けたり、制限をかけたりする必要があります。柔道では、組む相手を男女別にするなどの配慮が必要です。

男女別は、技能差からの指導のし易さや、上記のように発達段階特有の恥ずかしさなどへの配慮で行われているケースがあると思いますが、教員数の関係で、いずれかを優先させる場合は、種目選択を優先させてください。

女子においても武道やベースボール型の球技を学習させること、男子でもダンスを履修させることから、授業担当者は、そうした差や違いを超えて指導の幅を拡げることが求められます。

[保健体育]

18 体づくり運動の授業時数を各年次で7～10単位時間程度配当することとなっていますが、時間数に幅があるのはなぜですか。

[回答]

2単位の学年では7時間程度、3単位の学年では10時間程度を配当することとなるからです。

[保健体育]

19 体育理論の授業時数は各年次で6時間以上を配当することとなっていますが、6時間を連続して割り振らなければならないのですか。

[回答]

体育において、基礎的な知識は、意欲、思考力、運動の技能などの源となり、確実な定着を図ることが重要ですから、各領域に共通する内容や、まとまりで学習することが効果的な内容を精選するとともに、中学校との接続を考慮して単元を構成し、十分な定着が図られるよう配慮したものです。また、各年次6単位時間以上としたのは、事例などを用いたディスカッションや課題解決的な学習を各学校の実態に応じて取り入れることができるように配慮したためです。

この6時間の割り振り方は、必ずしも連続で割り振らなければならないということではなく、1時間ずつ割り振る方法や、単元の変わりめのところに2時間ずつ割り振る方法、前半の3時間、後半の3時間に分けて割り振る方法、3学期制であれば3回に分けて割り振る方法など、単元として計画的に割り振って実施するのであれば、分割であろうと連続であろうと構いません。

[芸術]

20 複数の科目の履修は可能ですか。(「書道」と「音楽」など)

[回答]

可能です。例えば、1年次に「音楽」を履修した生徒が2年次に「美術」を履修したり、1年次に「書道」と「工芸」を並行履修したりするなど、生徒の希望を生かすことができるよう教育課程を工夫することが考えられます。

ただし、Ⅱを付した科目を履修する場合には、それに対応するⅠを付した科目を、Ⅲを付した科目を履修する場合にはそれに対応するⅡを付した科目を履修していることが必要となります。

[芸術]

21 必履修科目としてのⅠを付した科目の減単位は可能ですか。

[回答]

不可能です。必履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができることになってはいますが、これには「標準単位数が2単位であるものを除く」という条件が付されています。芸術については標準単位数は2ですので、減単位は認められません。

なお、専門学科においては、専門教科・科目の履修によって同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部の代替ができるようになっています。

[外国語]

22 今回の改訂で科目構成が変更となりましたが、「英語表現」「英語会話」は、第1学年でも履修可能でしょうか。

[回答]

可能です。ただし、原則として、「英語表現Ⅰ」「英語表現Ⅱ」については、「コミュニケーション英語Ⅰ～Ⅲ」と同様に履修順序が定められています。

[外国語]

23 「コミュニケーション英語基礎」は設定すべきでしょうか。

[回答]

中学校段階での学習内容の定着に改善が必要である、高等学校の科目への円滑な移行を図りたい等の場合、設定することを検討事項に含めてください。「コミュニケーション英語基礎」を履修する場合、「コミュニケーション英語Ⅰ」は原則として「コミュニケーション英語基礎」を履修した後に履修することとなります。

[家庭（共通教科）]

24 共通教科「家庭」を履修する上での留意点は何ですか。

[回答]

共通教科「家庭」の科目には、「家庭基礎」（2単位）、「家庭総合」（4単位）、「生活デザイン」（4単位）の3科目があり、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、3科目のうちから1科目を選択して履修することになっています。そのため、複数の科目を開設し生徒が選択できるようにすることが望まれます。

それぞれの科目の履修に当たり、「家庭基礎」は原則として同一学年で履修させることとなっているため、2学期制の学校において、後期から前期へというように2か年にわたって履修することはできないこととなっていますが、「家庭総合」及び「生活デザイン」については連続する2か年にわたって分割して履修することができます。

なお、3科目のうち1科目を履修させた後、他の2科目のいずれかを履修させることは、それぞれの科目の内容に重複があるので、望ましいとは言えません。

[情報（共通教科）]

25 「共通教科『情報』は原則として同一年次で履修させること。」とありますが、あくまでも原則ですか。

[回答]

従前の学習指導要領では示されていませんでしたが、2年間にわたる分割履修になると、週に1時間の授業となり、指導の効果が薄くなることから、今回の学習指導要領ではこのように明記されました。ただし、学校現場での柔軟性を残す意味から「原則として」という条件が付されています。

したがって、分割履修することで、同一年次で履修する場合と比べて同等以上の効果が期待できる場合は、分割履修が認められることも考えられますが、単なる教育課程上の数合わせ的な分割履修は認められません。

「総合的な学習の時間でパソコンを使用するから、1年、2年で情報を行いたい」という

希望もあるかと思いますが、総合的な学習の時間は探究的な活動であり、既に教科情報で習得した情報活用の技術を生かして行うものです。したがって総合的な学習の時間のために情報を分割履修することは望ましくありません。

[情報（共通教科）]

26 「社会と情報」又は「情報の科学」を、2年次又は3年次に履修させてもよいですか。

[回答]

学習指導要領には履修学年は明記されていませんが、教科として身に付けたい力である情報活用の実践力や情報モラルは早い段階で身に付け、その力を他の教科・科目等の学習においても活用することが必要です。これまでも、本県では1年次に履修するよう指針を示してきたところです。

[情報（共通教科）]

27 『社会と情報』『情報の科学』の2科目を設定し、生徒に主体的に選択させることが望ましい」となっていますが、選択にしないといけないのですか。

[回答]

実際に情報を指導する教員の配置、パソコン教室の数、履修希望者の不均衡等、2科目を設定することについての課題があることも考えられますが、総則の第5款の1に「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。」とあることから、基本的には生徒に主体的に選択させることが望ましいところです。選択科目としての設定を検討した上で、学校の状況に応じて教育課程を編成することが必要です。

[情報（共通教科）]

28 1年次に「社会と情報」を全員に履修させ、2年次又は3年次に希望者に対して「情報の科学」を選択して履修させることは可能ですか。

[回答]

1年次に両科目を開設し、生徒が主体的に選択できるようにすることが望ましいところですが、1年次に一方を全員に履修させ、2年次又は3年次にもう一方を選択して履修できるように設定することは考えられます。特に総合学科、単位制高校では、選択科目が多く設定されていることから、2科目目を選択科目として設定しやすいものと思われます。

[家庭（専門教科）]

29 家庭に関する学科以外の学科等で、選択科目として好ましい科目はありますか。

[回答]

家庭に関する学科等では、基礎科目となる「消費生活」「子どもの発達と保育」「子ども文化」「リビングデザイン」「生活と福祉」「ファッション造形基礎」「フードデザイン」が選択科目として好ましい科目となります。

しかし、学科等の目標や生徒の希望などに応じて、適切に科目を設定し、履修単位数を定めることが必要となります。各学校で学科等の目標や生徒の実態等を考慮し、選択科目を決めてください。

[看護]

30 看護においては、どの科目を履修することによって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができますか。

[回答]

看護に関する学科では、例えば、「基礎看護」「人体と看護」「疾病と看護」「生活と看護」「母性看護」「小児看護」の履修により「保健」や「家庭総合」「生活デザイン」の履修の一部に代替することができます。ただし、2単位の「家庭基礎」については代替することができません。また、「看護情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することなどが可能です。全部代替する場合、「看護情報活用」の履修単位数は、2単位以上でなければならないこととなります。

[理数]

31 理数科は、共通必履修科目の「数学Ⅰ」を履修する必要がありますか。

[回答]

「理数数学Ⅰ」の履修をもって「数学Ⅰ」の履修に替えることができるため、「数学Ⅰ」を履修する必要はありません。

[理数]

32 「理数数学Ⅱ」と「理数数学特論」の履修要件を教えてください。

[回答]

「理数数学Ⅱ」と「理数数学特論」は、原則として「理数数学Ⅰ」を履修した後に履修す

ることができます。

なお、「理数数学Ⅱ」と「理数数学特論」は並行履修が可能です。

[体育]

33 学外の認定資格等とは具体的にどのようなものをいうのですか。

[回答]

「スポーツ総合演習」などで、学外の認定資格等の取得と関連付けるなど、より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得を図ることができることが示されました。具体的には、協会の審判員資格、段級位資格、救命救急等の資格などを想定していますが、各学校において、高等学校段階の学習として適切であるかどうかを判断する必要があります。また、健康・安全上の確保や生徒の過失による事故発生における補償の問題が発生した場合の保険加入などの対応等の事前準備をしておく必要があります。

[体育]

34 「スポーツ総合演習」の中で、「スポーツ概論」を扱うという形をとってもよいですか。

[回答]

認められません。「スポーツ概論」は、設定された単元の確実な習得が求められており、「スポーツ総合演習」では、すべての科目の学習を基礎として自由なテーマを設定し探求する学習です。

内容の異なる科目を読み替えることは、「体育科」の履修要件を満たさなくなり、未履修となります。

[体育]

35 専門学科「体育」の改訂のポイントは何か。

[回答]

専門学科「体育」においても、体育科、保健体育科全体の改善の基本的な方向性を踏まえ、科目構成、科目の目標及び内容等の改善が図られました。

スポーツの振興発展は、競技等のスポーツの実践者やスポーツ指導者の育成のみならず、「する、みる、支える」といった幅広い視点からスポーツの価値や意義が求められ、より多くの国民がスポーツの振興発展を支持することによって図られるものです。また、専門学科「体育」においても、卒業後の進路は多様化しており、体育系の大学等への進路に加えて、様々な進路の選択がみられます。こうした状況を踏まえ、各科目の目標において、「生涯を通じてスポーツの振興発展にかかわることができる資質や能力を育てる」ことをめざしています。

また、具体的な改善点としては、科目及び科目構成の変更、スポーツ総合演習の新設などが挙げられます。

[英語]

36 現行の学習指導要領では、「英語理解」「英語表現」及び「時事英語」は、原則として、「総合英語」を履修した後に履修させることとありますが、新学習指導要領でも同じ扱いでしょうか。

[回答]

新しい学習指導要領では、上記の原則は示されておりません。

[総合的な学習の時間]

37 総合的な学習の時間における授業時数の配当方法について教えてください。

[回答]

総合的な学習の時間は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保し、実施しなければなりません。つまり、卒業までに、3～6単位に見合う標準授業時数105～210単位時間を確保し、実施しなければなりません。

実施に当たっては、各教科・科目等の授業のように、一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法もあります。

なお、卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法もあります。

[特別活動]

38 総合的な学習の時間における体験活動のうち、どのような体験活動が特別活動の学校行事の代替として認められますか。

[回答]

総合的な学習の時間で行う自然体験活動やボランティア活動等については、集団活動の形態を取る場合が多く、特別活動の学校行事の代替としての取扱いが可能となりましたが、単に総合的な学習の時間の活動として体験活動を行っただけでは特別活動の代替としては認められません。特別活動の代替として認められる体験活動は、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨を踏まえた活動として実施したものです。

なお、特別活動において体験活動を実施したことをもって、総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。